

(公印・契印省略)

總政企第 290 号
令和 7 年 12 月 17 日

統計委員会委員長

津谷 典子 殿

総務大臣

林 芳正

諮詢第 197 号

疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について（諮詢）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

疾病、傷害及び死因の統計分類（変更案）

1 統計基準の名称

疾病、傷害及び死因の統計分類

2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3 分類の作成に当たっての基本的な考え方

本分類は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して作成するものである。ただし、作成に当たっては、我が国の疾病構造等にも配慮することとする。

4 分類表の構成及び分類符号

以下の分類表により構成されている。

- (1) 基本分類表（章分類 25 項目、基本分類 17, 106 項目）
- (2) 疾病分類表（151 項目）
- (3) 死因分類表（134 項目）

基本分類表		疾病 分類表	死因 分類表
章分類	基本 分類		
1 特定の感染症又は寄生虫症	988	8	13
2 新生物	1, 237	14	24
3 血液又は造血器の疾患	256	3	3
4 免疫系の疾患	252	1	1
5 内分泌、栄養又は代謝疾患	637	5	5
6 精神、行動又は神経発達の疾患群	858	9	4
7 睡眠・覚醒障害群	79	3	1
8 神経系の疾患	840	12	11
9 視覚系の疾患	707	6	1
10 耳又は乳様突起の疾患	150	5	1

11 循環器系の疾患	591	9	12
12 呼吸器系の疾患	346	9	7
13 消化器系の疾患	961	15	9
14 皮膚の疾患	737	4	1
15 筋骨格系又は結合組織の疾患	427	9	1
16 腎尿路生殖器系の疾患	544	10	7
17 性の健康に関連する状態群	68	1	1
18 妊娠、分娩又は産褥	508	5	1
19 周産期に発生した特定の状態	614	3	6
20 発生異常	1,311	3	5
21 症状、徵候又は臨床所見、他に分類されないもの	1,245	3	5
22 損傷、中毒又は特定のその他の外因の影響	1,984	5	
23 傷病又は死亡の外因	904		12
24 健康状態に影響を及ぼす要因又は保健医療サービスの利用の要因	842	6	
25 特殊目的用コード	20	3	3
計	17,106	151	134

本分類の分類符号は、アルファベットと数字で表記し、基本分類表の基本分類においては、符号が5桁以上になる場合は、4桁目と5桁目の間に小数点を付す。

5 分類の適用に当たって留意すべき事項

疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たっては、次項の分類表の各表の分類項目を集約し又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

6 分類表

(1) 基本分類表

基本分類 基本分類名

コード

第1章 特定の感染症又は寄生虫症

1E71 エムボックス

※ 「6 分類表」は該当箇所のみ抜粋した。
(総務省ホームページでは全文掲載予定としている。)